

6

特定動物の飼養の規制

人に危害を加える恐れのある危険な動物(特定動物)を飼養する場合には、あらかじめ動物種・飼養施設ごとに都道府県知事等の許可が必要です。許可を受けるには、特定動物の種類ごとの基準を満たした施設があるとともに、飼えなくなった時の譲渡先を探すなどの措置を決めておかななくてはなりません。また、飼養施設の構造や保管方法についての基準を守らなくてはなりません。危険な動物が万一逃げ出すと、人の生命、身体及び財産、また周辺の生活環境に重大な被害を及ぼします。特定動物の飼い主には、よりいっそうの責任と適正な取扱いが求められます。

1 特定動物の種類

トラ、ワシ、ワニ、マムシなど、哺乳類、鳥類、爬虫類の約650種が対象となります。なお、特定外来生物法*で飼養が規制される動物は特定動物から除外されます。

*特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

2 守るべき基準

守るべき基準の概要は、次の通りです。

1 飼養施設の構造や規模に関する事項

- 一定の基準を満たした「おり型施設など」での飼養保管
- 逸走を防止できる構造及び強度の確保

2 飼養施設の管理方法に関する事項

- 定期的な施設の点検の実施
- 第三者の接触の防止措置
- 特定動物を飼養している旨の標識の掲示

3 動物の管理方法等に関する事項

- 施設外飼養の禁止
- マイクロチップ等による個体識別措置(鳥類は足環でも可能)

3 罰則など

施設の構造や管理の方法が不適切など、守るべき基準が守られていない場合は、許可が取り消されます。また、無許可で特定動物を飼養したり、許可なく飼養施設を移動したり構造を変更した場合には、個人の場合は6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人の場合は5,000万円以下の罰金に処せられます。